

平成 27 年 度 第 1 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成27年7月30日(木)
午後4時30分～
会 場 宇都宮市役所14階
14A会議室

1 開 会

- (1) 協議会の役割 . . . 資料1
- (2) 委員紹介
- (3) 会長及び会長職務代理者の選出 . . . 資料2
- (4) 会議録署名委員の選出

2 市長からの諮問について

3 議 事

- (1) 報告事項
 - ・報告第1号 平成26年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）
について
 - ・報告第2号 平成27年度国民健康保険税の賦課状況について
- (2) そ の 他

4 そ の 他

- ・平成27年度国民健康保険運営協議会の開催予定について

5 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成27年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	半貫光芳	市議会議員
	荒川恒男	〃
	齋藤健吾	宇都宮商工会議所 青年部 理事
	森田陽子	〃 女性部 副会長
	大森澄雄	市農業委員会 会長職務代理者
	大根田博章	公募委員
	山口弘一	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	片山辰郎	市医師会 会長
	吉田良二	市医師会 副会長
	齋藤公司	〃
	金子達	〃
	北條茂男	市歯科医師会 会長
	赤沼岩男	市歯科医師会 副会長
	廣田孝之	市薬剤師会 理事
第3号委員 公益代表	工藤稔行	市議会議員
	塚田典功	〃
	塚原毅繁	〃
	大貫隆久	市社会福祉協議会 会長
	山口建一	市民生委員児童委員協議会 会長
	上野元子	宇都宮人権擁護委員協議会 協議会委員
	笹川陽子	宇都宮共和大学 専任講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田昭治	全国健康保険協会 栃木支部 支部長
	郷孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局長
	野中貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
本 橋 道 正	保健福祉部長
酒 井 典 久	保健福祉部次長
眞 船 稔 之	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋 本 一 守	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
大 野 貴 司	保健福祉部保険年金課長補佐
薄 井 季 之	保険年金課管理グループ係長
西 田 真 実	保険年金課国保給付グループ係長
高 栖 守 能	保険年金課国保税グループ係長
中 村 正 基	保険年金課収納グループ係長
阿久津 孝夫	保険年金課滞納整理グループ係長
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ総括主査 ※ 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括主査
大 山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括主査
田 崎 宗 宏	保険年金課管理グループ主任主事
鈴 木 裕 之	保健福祉部健康増進課長
岡 田 美 穂 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

協議会の役割

- ・ 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関である。
- ・ 国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行う。
- ・ 国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出する。

【参考】宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する法令（抜粋）

○国民健康保険法

第 2 章 市町村

（国民健康保険運営協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

第 1 章 市町村

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○宇都宮市国民健康保険条例

第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7 人
- (3) 公益を代表する委員 7 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○宇都宮市国民健康保険規則

第 1 章 国民健康保険運営協議会

第 1 節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第 1 条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは、審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第 2 条 協議会は、本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見の提出方法)

第 3 条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもつてしなければならない。

第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては、年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は、委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は、市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会議の定足数)

第8条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は、市長から諮問があつたとき、その他必要があると認めるときに開催するものとする。

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第13条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、会議の始めに議長が会議

に諮ってこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(準用規定)

第14条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

第3節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

第16条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(会長等の任期)

第17条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第18条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第4節 書記

(書記)

第19条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(書記の職務)

第20条 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

第5節 雑則

(公印)

第21条 会長の公印及びその取扱いは、宇都宮市公印規則(昭和36年規則第38号)の定めるところによる。

(委員台帳の作成)

第22条 委員の任期、職、氏名、種別等は、宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかななければならない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

会長及び会長職務代理者の選出

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者を選出する。

(提案の理由)

委員の一括改選に伴い、会長及び会長職務代理者を選出するもの。

【参考】国民健康保険運営協議会会長の選出方法

国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第15条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

【歳出】

区分	予算現額(円)	決算見込額(円)	対予算現額割合	前年度決算額(円)	対前年度決算額割合	摘要																																
総務費	718,554,000	694,694,943	96.7%	510,651,620	136.0%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等 【対前年比 増の主な理由】国民健康保険新業務システム開発委託料の皆増 (平成25年度:なし ⇒ 平成26年度:124,200,000円)																																
保険給付費	34,833,111,000	34,011,572,737	97.6%	33,961,911,254	100.1%																																	
療養給付費	30,309,377,000	29,696,649,099	98.0%	29,679,864,602	100.1%	医療処置, 手術などの治療に要する費用のうち, 被保険者の自己負担を除いた分を給付																																
療養費	467,930,000	441,969,488	94.5%	434,306,538	101.8%	被保険者がいったん全額支払った医療費を, 後日申請により支給																																
審査支払手数料	104,897,000	104,896,192	100.0%	112,067,628	93.6%	診療報酬明細書(レセプト)審査及び医療費の支払業務委託料(国保連合会に委託)																																
高額療養費	3,650,924,000	3,475,081,032	95.2%	3,427,617,641	101.4%	1か月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合, その超えた額を支給(自己負担限度額は所得に応じて異なり, 70歳未満の一般的な世帯では80,100円)																																
移送費	400,000	0	0.0%	46,525	皆減	被保険者が医師の指示により, 緊急で車などを利用した場合, その費用を支給																																
出産育児一時金	264,600,000	258,005,126	97.5%	272,529,590	94.7%	被保険者が出産した場合, 1人につき42万円を支給																																
支払手数料	133,000	121,800	91.6%	128,730	94.6%	出産育児一時金の直接支払制度(医療機関が保険者から出産育児一時金を受け取ることができる制度)に係る手数料																																
葬祭費	34,850,000	34,850,000	100.0%	35,350,000	98.6%	被保険者が死亡した場合, 1人につき5万円を支給																																
後期高齢者支援金等	7,227,087,000	7,226,788,546	100.0%	7,184,653,114	100.6%	国保被保険者数に応じた後期高齢者医療制度への支援金																																
前期高齢者納付金等	5,877,000	5,697,848	97.0%	7,397,449	77.0%	前期高齢者(65歳~74歳)に係る財政調整制度への納付金 【対前年比 減の主な理由】国から示される国保被保険者1人当たりの負担額の減 (平成25年度:79円 ⇒ 平成26年度:69円)																																
老人保健拠出金	459,000	246,422	53.7%	264,024	93.3%	旧老人保健制度への拠出金(老人保健制度は平成19年度で廃止となり, 以降は医療費の精算分と事務費分を拠出)																																
介護納付金	3,128,038,000	3,128,037,137	100.0%	3,076,928,191	101.7%	40歳~64歳の国保被保険者数に応じた介護保険制度への納付金																																
共同事業拠出金	5,350,697,000	5,350,655,906	100.0%	5,275,976,969	101.4%	高額な医療費の発生に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業拠出金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業拠出金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象																																
保健事業費	268,870,000	232,649,479	86.5%	213,692,662	108.9%	<table border="0"> <tr> <td>・特定健康診査等事業費</td> <td>185,898,122円</td> <td>・健康づくり啓発活動費</td> <td>619,950円</td> </tr> <tr> <td> 個別健診</td> <td>受診者数 12,149人</td> <td> 健康づくり講演会</td> <td>参加者数 331人</td> </tr> <tr> <td> 集団健診</td> <td>14,714人</td> <td> パンフレット作成等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>26,863人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・健康指導費</td> <td>14,701,407円</td> <td>・人間ドック・脳ドック健診料金補助金</td> <td>31,430,000円</td> </tr> <tr> <td> 医療費通知送付(年2回)</td> <td>134,993件</td> <td> 人間ドック補助</td> <td>2,795件</td> </tr> <tr> <td> 後発医薬品差額通知送付(年3回)</td> <td>27,827件</td> <td> 脳ドック補助</td> <td>348件</td> </tr> <tr> <td> 保健指導嘱託員報酬(1人)</td> <td></td> <td> 計</td> <td>3,143件</td> </tr> </table> <p>【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:28,800人 ⇒ 実績:26,863人) ※前年度実績:23,678人</p>	・特定健康診査等事業費	185,898,122円	・健康づくり啓発活動費	619,950円	個別健診	受診者数 12,149人	健康づくり講演会	参加者数 331人	集団健診	14,714人	パンフレット作成等		計	26,863人			・健康指導費	14,701,407円	・人間ドック・脳ドック健診料金補助金	31,430,000円	医療費通知送付(年2回)	134,993件	人間ドック補助	2,795件	後発医薬品差額通知送付(年3回)	27,827件	脳ドック補助	348件	保健指導嘱託員報酬(1人)		計	3,143件
・特定健康診査等事業費	185,898,122円	・健康づくり啓発活動費	619,950円																																			
個別健診	受診者数 12,149人	健康づくり講演会	参加者数 331人																																			
集団健診	14,714人	パンフレット作成等																																				
計	26,863人																																					
・健康指導費	14,701,407円	・人間ドック・脳ドック健診料金補助金	31,430,000円																																			
医療費通知送付(年2回)	134,993件	人間ドック補助	2,795件																																			
後発医薬品差額通知送付(年3回)	27,827件	脳ドック補助	348件																																			
保健指導嘱託員報酬(1人)		計	3,143件																																			
基金積立金	385,000	183,463	47.7%	165,559	110.8%	国民健康保険給付基金の預金利子の同基金への積立金																																
諸支出金	472,825,000	466,826,214	98.7%	759,765,127	61.4%	保険税の還付金・還付加算金, 過年度分国庫補助金等返還金 等 【対前年比 減の主な理由】療養給付費等負担金の実績報告による精算などに伴う返還金の減 (平成25年度:683,652,367円 ⇒ 平成26年度:411,402,914円)																																
予備費	3,000,000	0	0.0%	0	-																																	
計	52,008,903,000	51,117,352,695	98.3%	50,991,405,969	100.2%																																	

【歳入】

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要									
							調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 済 額 の うち、 還 付 未 済 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 と の 差	
国民健康保険税	12,770,621,000	12,574,112,869	98.5%	12,265,457,337	102.5%										
						現年度分	13,321,729,006	11,468,043,021	4,605,401	14,725,400	1,843,565,986	86.05	85.64	0.41	
						過年度分	4,221,519,383	1,106,069,848	874,800	714,889,440	2,401,434,895	26.18	27.06	△ 0.88	
						合 計	17,543,248,389	12,574,112,869	5,480,201	729,614,840	4,245,000,881	71.64	71.10	0.54	
一部負担金	4,000	0	-	0	-	徴収猶予した一部負担金を収入									
国庫支出金	12,004,527,000	12,324,944,715	102.7%	12,682,628,316	97.2%										
療養給付費等負担金	9,258,245,000	9,081,516,945	98.1%	9,247,135,701	98.2%	一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の32%									
財政調整交付金	2,432,653,000	2,937,759,000	120.8%	3,133,908,000	93.7%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9% 【対予算比 増の主な理由】震災被災の保険者に対する財政支援(特別調整交付金)が行われたことに伴う増(+705,532,000円)									
高額医療費共同事業負担金	264,208,000	264,208,770	100.0%	259,176,615	101.9%	高額医療費共同事業拠出金に対する国からの負担金。拠出額の1/4									
特定健康診査・特定保健指導負担金	48,527,000	40,567,000	83.6%	39,777,000	102.0%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する国からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:28,800人 ⇒ 実績:26,863人) ※前年度実績:23,678人									
出産育児一時金補助金	1,000	0	-	0	-	平成21年10月から出産育児一時金を4万円引き上げたこと(38万円→42万円)に伴う補助金(平成23年度出産分で廃止)。平成23年度出産分は引き上げ分の1/4が国から補助金として交付(平成24年4月出産請求分をもって補助終了)									
災害臨時特例補助金	893,000	893,000	100.0%	2,631,000	33.9%	東日本大震災の被災に伴う、保険税の減免及び一部負担金等の免除措置に対する国からの補助金。平成23年度創設。 【対前年比 減の主な理由】一部負担金の免除見込額の減									
療養給付費等交付金	2,228,738,000	2,274,857,683	102.1%	3,029,057,969	75.1%	退職被保険者の保険給付費等から、退職被保険者の税収額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付 【対前年比 減の主な理由】退職被保険者数の減に伴う保険給付費等の減									
前期高齢者交付金	12,044,939,000	12,044,939,653	100.0%	11,217,087,599	107.4%	前期高齢者(65歳～74歳)の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付									
県支出金	2,934,440,000	2,749,895,981	93.7%	2,813,367,615	97.7%										
財政調整交付金	2,621,705,000	2,445,130,000	93.3%	2,514,414,000	97.2%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金。一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の9%									
高額医療費共同事業負担金	264,208,000	264,198,981	100.0%	259,176,615	101.9%	高額医療費共同事業拠出金に対する県からの負担金。拠出額の1/4									
特定健康診査・特定保健指導負担金	48,527,000	40,567,000	83.6%	39,777,000	102.0%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する県からの負担金。健診費用の1/3 【対予算比 減の主な理由】特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる減 (見込み:28,800人 ⇒ 実績:26,863人) ※前年度実績:23,678人									
共同事業交付金	5,500,138,000	5,504,494,632	100.1%	5,373,297,358	102.4%	高額な医療費に備えて、県内市町で実施している再保険制度からの交付金 ・高額医療費共同事業交付金 : レセプト1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業交付金 : レセプト1件30万円を超える医療費を対象									
財産収入	385,000	183,463	47.7%	165,559	110.8%	国民健康保険給付基金の預金利子									

【歳入（つづき）】

区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合	摘 要																									
繰 入 金	4,379,662,000	3,696,793,038	84.4%	3,319,514,240	111.4%																										
基 盤 安 定 繰 入 金	2,008,736,000	2,008,735,038	100.0%	1,617,461,240	124.2%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4, 市1/4) + 保険者支援分(国1/2, 県1/4, 市1/4) 【対前年比 増の主な理由】保険税軽減措置の拡充などに伴う, 軽減対象者の増 (平成25年度:49,639人 ⇒ 平成26年度:58,417人)																									
一 般 会 計 繰 入 金	2,370,925,000	1,688,058,000	71.2%	1,702,053,000	99.2%	法定の繰入及び法定外の繰入 【対予算比 減の主な理由】震災被災の保険者に対する財政支援(705,532,000円)に伴い, 国の財政調整 交付金の交付額が見込みを上回ったことによる, 法定外の繰入の減																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰 入 内 容</th> <th>決 算 見 込 額 (円)</th> <th>前 年 度 決 算 額 (円)</th> <th>対 前 年 比 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定の繰入</td> <td>職員給与費, その他一般事務費等</td> <td>1,180,958,000</td> <td>950,032,000</td> <td>230,926,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等</td> <td>507,100,000</td> <td>393,776,000</td> <td>113,324,000</td> </tr> <tr> <td>法定外の繰入</td> <td>平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)</td> <td>0</td> <td>358,245,000</td> <td>△ 358,245,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,688,058,000</td> <td>1,702,053,000</td> <td>△ 13,995,000</td> </tr> </tbody> </table>							繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 比 (円)	法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,180,958,000	950,032,000	230,926,000		医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	507,100,000	393,776,000	113,324,000	法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	0	358,245,000	△ 358,245,000	合 計		1,688,058,000	1,702,053,000	△ 13,995,000
繰 入 内 容		決 算 見 込 額 (円)	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 比 (円)																											
法定の繰入	職員給与費, その他一般事務費等	1,180,958,000	950,032,000	230,926,000																											
	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等	507,100,000	393,776,000	113,324,000																											
法定外の繰入	平成22年度からの新たな基準による繰入 (特定健康診査・特定保健指導, 失業者の保険税軽減, 無所得者支援分等)	0	358,245,000	△ 358,245,000																											
合 計		1,688,058,000	1,702,053,000	△ 13,995,000																											
基 金 繰 入 金	1,000	0	-	0	-	国民健康保険給付基金からの繰入(取崩)																									
繰 越 金	2,000	1,789	89.5%	3,594,686	0.0%	前年度からの繰越金 【対前年比 減の主な理由】前年度からの繰越金の減																									
諸 収 入	145,447,000	161,726,282	111.2%	287,237,079	56.3%	延滞金, 徴収金収入等 【対予算比 増の主な理由】各種収納対策の強化に伴う延滞金の増 【対前年比 減の主な理由】審査支払手数料に係る国保連合会からの返還金による減																									
計	52,008,903,000	51,331,950,105	98.7%	50,991,407,758	100.7%																										

	決 算 見 込 額	前 年 度 決 算 額
歳入額…①	51,331,950,105 円	50,991,407,758 円
歳出額…②	51,117,352,695 円	50,991,405,969 円
差引額…③	214,597,410 円	1,789 円
(=①-②)		
給付基金へ決算積立…④	214,000,000 円	0 円
次年度へ繰越…⑤	597,410 円	1,789 円
【参考】給付基金現在高 (決算積立後)	405,994,612 円	

報告第2号

平成27年度国民健康保険税の賦課状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
課税限度額	510,000円		140,000円	160,000円	120,000円	140,000円

○平成27年度から課税限度額を改定，税率は26年度に改定した後変更なし。

2 当初賦課の状況（全体分）

		26年度	27年度	増減
世帯数		80,091世帯	79,451世帯	△640世帯
被保険者数		135,948人	132,907人	△3,041人
応能※ 48.9%	所得割①	7,462,537千円	7,191,514千円	△271,023千円
	均等割②	5,322,431千円	5,190,085千円	△132,346千円
応益※ 51.1%	平等割③	2,330,397千円	2,303,997千円	△26,400千円
	賦課額計A (①+②+③)	15,115,365千円	14,685,596千円	△429,769千円
軽減額B		1,654,368千円	1,731,444千円	77,076千円
課税額(A-B)		13,460,997千円	12,954,152千円	△506,845千円
1世帯当り課税額		168,071円	163,046円	△5,025円
1人当り課税額		99,016円	97,468円	△1,548円

※応能・応益割合は，医療保険分の割合

○世帯数は僅かに減少，被保険者数は減少の傾向にある。

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となり，1世帯当たり・1人当たり課税額も減少した。

3 軽減額の内訳

	26年度		27年度	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減	18,268世帯	1,040,986千円	18,954世帯 (+686世帯)	1,074,810千円 (+33,824千円)
5割軽減	8,653世帯	439,494千円	9,597世帯 (+944世帯)	480,281千円 (+40,787千円)
2割軽減	8,443世帯	173,888千円	8,631世帯 (+188世帯)	176,353千円 (+2,465千円)
合計	35,364世帯	1,654,368千円	37,182世帯 (+1,818世帯)	1,731,444千円 (+77,076千円)

○5割軽減世帯が約1割増加し，全体でもやや増加。

平成27年度国民健康保険運営協議会の開催予定

今年度の会議開催予定は下表のとおりです。

回数	日程	議事予定	会場
第1回	7月30日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問 【報告事項】 ・平成26年度決算状況見込みについて ・平成27年度国民健康保険税の賦課状況について 【その他】 ・今後のスケジュールについて 	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第2回	8月27日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 【報告事項】 ・国民健康保険の現状・課題と今後の取組内容について 	市・中央市民活動センター3階 304視聴覚室
第3回	10月1日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 【協議事項】 ・国民健康保険特別会計の収支見直しについて ・国民健康保険税の税率等の見直しについて 	市役所本庁舎 14階 14A会議室
第4回	10月29日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 【協議事項】 ・答申書(案)について 	市役所本庁舎 14階 14A会議室
—	11月下旬	・答申書の提出	調整中
第5回	2月18日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 【報告事項】 ・国保アクションプラン27の取組状況と国保アクションプラン28の主な取組(案)について ・平成28年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について 	調整中

※1 開催時間はすべて午後4時30分～午後6時頃までを予定

※2 市中央市民活動センター(第2回開催会場)

住所：宇都宮市中央1-1-13

電話：028-632-6331

